

EU 電子商取引指令

はじめに

インターネットを利用したさまざまなサービスの普及とともに、インターネットを利用したサービスの法的規制や電子署名法制などのサイバースペースの基盤的な法制度が各国で形成されつつある。本稿で公にするのは、EUにおいて、電子署名指令⁽¹⁾とならんでサイバースペースの基盤的な法制度を構成するものとして制定されたいわゆる電子商取引指令の試訳である。同指令については、すでに別稿⁽²⁾で若干の検討を加えたが、これは「電子商取引」指令という略称にもかかわらず、電子的な契約締結の法的な可能化等とともに、サイバースペースで提供されるさまざまなサービスについての表示規制・情報提供義務やプロバイダの責任についての基本原則を定める基盤的な法制を形

成するものである。その意味で、同指令については、さまざまな法的検討が必要であるが、そのための素材として試訳を公表するものである。訳出に当たっては、英語版および独語版を中心に、適宜仏語版を参照した。不適切な訳語等についてご指摘いただければ、幸いである。

米丸恒治(訳)

(1) Directive 1999/93/EC of the European Parliament and of the Council of 13 December 1999 on a Community Framework for electronic signatures, OJ L 13, 19.12.2000, p. 12. 電子署名指令の試訳として、拙訳「資料」EU電子署名指令、立命二七八号二七六頁以下(二〇〇〇年)参照。EUの電子署名法制とそれを受けたドイツの電子署名法の改正については、別稿で検討する。

(2) 拙稿「EU情報社会サービス基盤法制とその課題——その一、電子商取引指令の検討——」立命二七六号一頁(二〇〇一年)参照。

〔資料〕

内部市場における情報社会サービス、特に電子商取引の一定の法的観点に関する欧州議会および理事会の二〇〇〇年六月八日の指令二〇〇〇/三二/EC（電子商取引指令）

（Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market (Directive on electronic commerce), O. J. L 178, 17.7.2000, p.1.)

欧州議会および欧州連合理事会は、

欧州共同体設立条約、特に第四七条第二項、第五五条および

第九五条を考慮し、

委員会からの提案⁽¹⁾を考慮し、

経済社会委員会の見解⁽²⁾を考慮し、

条約第二五一条に定める手続きにのっとり⁽³⁾

以下の諸点を考慮したがゆえに、本指令を制定した。

(1) OJ C 30, 5.2.1999, p. 4.

(2) OJ C 169, 16.6.1999, p. 36.

(3) Opinion of the European Parliament of 6 May 1999 (OJ C 279, 1.10.1999, p. 389), Council common position of 28 February

ED電子商取引指令（米丸）

2000 (OJ C 128, 8.5.2000, p. 32) and Decision of the European Parliament of 4 May 2000 (not yet published in the Official Journal).

(1) 欧州連合は、経済的および社会的な発展を確保するために、諸国家および欧州人民の常により密接な協力関係を追求している。条約第一四条第二項によれば、内部市場は、商品およびサービスの自由な流通と事業者の本拠地設立の自由が保障された国境のない空間からなっている。国境のない空間で情報社会サービスが発展することは、欧州人民を分断してきた障害物を除去するための重要な手段である。

(2) すべての者がインターネットにアクセスすることができれば、情報社会における電子商取引の発展は、共同体において特に中小企業において雇用機会を創出し、そして欧州企業の経済的成長および革新投資を刺激し、この発展は、欧州産業の競争力を強化する。

(3) 共同体法および共同体の法秩序の特徴は、欧州市民および企業が制限なくかつ国境による障害なしに電子商取引の可能性を享受するための重要な手段であって、本指令は、それゆえ、情報社会サービスのための内部国境のない真の空間を実現するために共同体における高い水準の法的統合を確保することを目標としている。

一一三三三（一三五）

(4) 電子商取引が内部市場のチャンスを完全に利用することができること、およびそれゆえにテレビジョン放送の実施に関する構成国における法令または行政規則により定められた一定の基準の調整に関する一九八九年一〇月三日の理事会指令八九ノ五五二ノEEC⁽⁴⁾でおこなったと同様に高水準の共同体統合を目標とすること、を保障することは重要である。

(4) OJ L 298, 17.10.1989, p. 23. Directive as amended by Directive 97/36/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 202, 30.7.1997, p. 60).

(5) 共同体における情報社会サービスの発展は、一連の法的な障害によって内部市場の摩擦のない機能を妨げられ、その法的な障害が事業者の本拠地設立の自由およびサービス提供の自由を魅力的なものでないものにする。これらの障害物は、国内法令の相違および情報社会サービスについてそれぞれ適用されるべき国内規定についての法的不確定性にある。当該分野における国内法令が調整され適合理化されないのであれば、これら障害物は欧州共同体裁判所の判例に照らして正当化される。法的な不確定性は、構成国が他の構成国に由来するサービスについての程度統制をしてもよいのかについても存在する。

(6) 共同体の目的、共同体条約第四三条および第四九条、ならびに第二次的共同体法にたらし、これらの障害は、内部市場が真に機能するために必要な限りにおいて、一定の国内法令の調整および共同体レベルでの法概念の明確化により除去されなければならない。本指令は、内部市場の機能にとつて生じる一定の問題のみを扱うことによって、条約第五条に定められた補完性原則尊重の要請に完全に沿うものである。

(7) 法的確定性に到達し消費者の信頼を獲得するために、本指令は、内部市場における、電子商取引の一定の法的観点に関する、明確な一般的枠組を確定しなければならない。

(8) 本指令の対象は、構成国間での情報社会サービスの自由な流通の確保のための法的枠組を創ることであつて、刑法の分野それ自体を整合化することではない。

(9) 多くの点において、情報社会サービスの自由な流通は、より一般的な原則の特別な反映、つまり、全構成国により批准された、人権および基本的自由の保護に関する規約第一〇条第一項の意味での自由な意見表明の権利の、共同体法上の特別の反映でありうる。この理由から、情報社会サービスの供給にも適用される諸指令は、この活動が、その条文中に照らし、同条第二項および共同体条約第四六条第一項に定められた制

限のみに服するのみで、自由に行われてもよいことを確保し
なければならぬ。本指令は、表現の自由に関連する国内の
基本的な規則および原則に影響を与えようとするものではな
い。

(10) 比例原則にしたがい、本指令においては、内部市場の摩擦
のない機能を保障するために必要不可欠な措置のみを定める。
共同体レベルでの行動が必要ところで、かつ電子商取引に
かかわるかぎりにおいて内部的国境の真にない区域を保障す
るために、指令は、一般利益に資する目標、特に青少年保護、
人間の尊厳の保護、消費者保護および公衆保健の保護のため
に高度の保護水準を保障しなければならない。共同体条約第
一五二条によれば、公衆保健の保護は、その他の共同体政策
の不可欠な構成部分である。

(11) 本指令は、共同体の法令により導入された保護水準、特に、
公衆保健および消費者保護のためのそれにはかわらない。
とりわけ、消費者契約における濫用条項に関する一九九三年
四月五日の理事会指令九三/一三/EEC⁽¹⁾および通信販売に
おける契約締結に際しての消費者保護に関する一九九七年五
月二〇日の欧州議会および理事会の指令九七/七/EEC⁽²⁾は、
契約法の分野での消費者保護にとつての重要な成果である。

EU電子商取引指令（米丸）

それらの指令は、完全かつ全面的に情報社会サービスにも妥
当する。また特に、不正広告および比較広告に関する一九八
四年九月一〇日の理事会指令八四/四五〇/EEC⁽³⁾、消費者
信用についての構成国の法令および行政規則の調整に関する
一九八六年二月二二日の理事会指令八七/一〇二/EEC⁽⁴⁾、
有価証券サービスに関する一九九三年五月一〇日の理事会指
令九三/三二/EEC⁽⁵⁾、パツク旅行に関する一九九〇年六月
一三日の理事会指令九〇/三二四/EEC⁽⁶⁾、消費者用製品の
価格表示に際しての消費者保護に関する一九九八年二月一六
日の欧州議会および理事会の指令九八/六/EEC⁽⁷⁾、一般的製
品安全に関する一九九二年六月二九日の理事会指令九二/五
九/EEC⁽⁸⁾、不動産の期限付利用権の取得に関する契約の一
定の観点に関する取得者の保護のための一九九四年一〇月二
六日の欧州議会および理事会の指令九四/四七/EEC⁽⁹⁾、消費
者利益の保護のための差止訴訟に関する一九九八年五月一
九日の欧州議会および理事会の指令九八/二七/EEC⁽¹⁰⁾、瑕疵あ
る製品についての責任に関する構成国の法令および行政規則
の調整のための一九八五年七月二五日の理事会指令八五/三
七四/EEC⁽¹¹⁾、消費生活用品販売および消費生活用品の保証
の一定の観点についての一九九九年五月二五日の欧州議会お

一三二五（三二七）

よび理事会の指令一九九九/四四/EC⁽¹²⁾、今後制定される消費者に対する信用サービスの通信販売に関する欧州議会および理事会の指令、および人用医薬品の広告に関する一九九二年三月三十一日の理事会指令九二/二八/EEC⁽¹³⁾も、情報社会サービスに完全に適用される共同体レベルでの法令群に属する。本指令は、内部市場の枠内において制定される、タバコ製品のための広告およびスポンシングに関する構成国の法令および行政規則の調整のための一九九八年七月六日の欧州議会および理事会の指令九八/四三/EEC⁽¹⁾および健康保護のための諸指令にかかわるものであってはならない。本指令は、前記の諸指令および特に指令九七/七〇/EECにより導入された情報提供要件を補充するものである。

- (1) OJ L 95, 21.4.1993, p. 29.
- (2) OJ L 144, 4.6.1999, p. 19.
- (3) OJ L 250, 19.9.1984, p. 17. Directive as amended by Directive 97/55/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 290, 23.10.1997, p. 18).
- (4) OJ L 42, 12.2.1987, p. 48. Directive as last amended by Directive 98/7/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 101, 14.1998, p. 17).
- (5) OJ L 141, 11.6.1993, p. 27. Directive as last amended by Direc-

- the 97/9/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 84, 26.3.1997, p. 22).
- (6) OJ L 158, 23.6.1990, p. 59.
- (7) OJ L 80, 18.3.1998, p. 27.
- (8) OJ L 228, 11.8.1992, p. 24.
- (9) OJ L 280, 29.10.1994, p. 83.
- (10) OJ L 166, 11.6.1998, p. 51. Directive as amended by Directive 1999/44/EC (OJ L 171, 7.7.1999, p. 12).
- (11) OJ L 210, 7.8.1985, p. 29. Directive as amended by Directive 1999/34/EC (OJ L 141, 4.6.1999, p. 20).
- (12) OJ L 171, 7.7.1999, p. 12.
- (13) OJ L 113, 30.4.1992, p. 13.
- (1) OJ L 213, 30.7.1998, p. 9.

(12) 一定の活動は、それらの分野において共同体条約または伝來的な共同体法の規定に基づき自由なサービス流通が保障されていないために、本指令の適用範囲から除外されなければならない。この除外は、摩擦のない内部市場の機能の保障のために必要であり、諸措置に影響を与えてはならない。租税制度、特に本指令の適用範囲に含まれる多数のサービスに対して徴収される付加価値税は、その適用範囲から除外されなければならない。

(13) 本指令によって、納税の義務に関する規定が確定されるも

でもないし、電子商取引の課税に関する観点について共同
体立法作業を先取りするものでもない。

(14) 個人データの処理に関する個人の保護は、もっぱら、個人
データ処理に関する個人の保護および個人データの自由移動
に関する欧州議会および理事会の一九九五年一〇月二四日の
指令九五/四六/EEC⁽²⁾および電気通信部門における個人デー
タ処理およびプライバシー保護に関する欧州議会および理事
会の一九九七年一月一五日の指令九七/六六/EEC⁽³⁾によつ
てのみ支配される。それらは情報社会サービスにも完全に適
用される。これらの指令は、個人データの分野における共同
体の法的枠組をすでに確立しており、それゆえ、内部市場の
摩擦のない機能を確保するために、とりわけ構成国間で個人
データの自由な移動については、本指令で、この点をカバー
する必要はない。本指令の施行および適用は、個人データの
保護に関連する諸原則に完全に適合してなされなければならない
が、特に、求めによらない商業的通信および仲介者の責任に
関してはそうである。本指令は、インターネットのような開
放的なネットワークの匿名利用を阻止することはできない。

(2) OJ L 281, 23.11.1995, p. 31.

(3) OJ L 24, 30.1.1998, p. 1.

EU電子商取引指令(米丸)

(15) 通信の秘密は、指令九七/六六/EECの第五条により保障
されている。その指令により、構成国は、法的に承認されて
いるときをのぞいて、送信者および受信者以外の者によるか
かる通信の傍受または監視のいかなる種類のものも禁止しな
ければならない。

(16) 本指令の適用範囲からの賭博行為の除外は、金銭価値ある
ものをかけた賭け事、宝くじおよび賭博にのみかわる。製
品またはサービスの販売を促進するためのものでかつその支
払に際し提供された製品またはサービスの獲得に資する懸賞
募集および懸賞は、ここでは把握されない。

(17) 共同体法は、すでに、技術的基準および規則ならびに情報
社会サービスの分野における情報提供手続に関する一九九八
年六月二二日の欧州議会および理事会の指令九八/三四/EE
C⁽⁴⁾、および条件付きアクセスに基づくサービスおよび条件付
きアクセスサービスの法的保護に関する一九九八年一月二
〇日の欧州議会および理事会の指令九八/八四/EEC⁽⁵⁾の中に
情報社会サービスの定義を有している。この定義は、通例有
償で遠隔から電子的データ処理(デジタル圧縮を含む)およ
び保存のための装置を用いてユーザの個別的な要求に応じた
提供されるすべてのサービスを包括する。この定義には、指

令九八ノ三四ノECの付属書五の例示リストに掲げられかつデータの処理および保存なしに提供されるサービスは、含まれない。

(4) OJ L 204, 21.7.1998, p. 37. Directive as amended by Directive 98/48/EC (OJ L 217, 5.8.1998, p. 18).

(5) OJ L 320, 28.11.1998, p. 54.

(18) 情報社会サービスは、オンラインで行われる経済活動の広い範囲を包括する。この諸活動は、特に、商品のオンライン販売で行われうる。商品そのものの提供またはオフラインサービスの提供の活動は把握されない。情報社会サービスは、オンラインで契約が締結され得るサービスに制限されるわけではなく、およそ経済的な活動が問題となる限りで、たとえばオンライン情報サービス、商業的通信または検索手段の提供、データへのアクセスおよび入手手段の提供などのような、受領者によって報酬が支払われないサービスにも及ぶ。情報社会サービスには、通信網を通じて情報を伝送し、通信網へのアクセスを提供しまたはサービスのユーザに由来する情報を保存するサービスも含まれる。指令八九ノ五五二ノEECの意味におけるテレビ放送およびラジオ放送は、個別的な呼び出しに基づいて提供されるものではないので、情報社会

サービスではない。それに対し、ビデオ・オン・デマンドまたは電子メールによる商業的通信のように、点から点へともたらされるサービスは、情報社会サービスである。たとえば自然人によるその営業上、商売上または職業上の活動外での電子メールの利用または同等の個別的な通信の利用は、この種の人の間での契約の締結のためのそれらの利用も含めて、情報社会サービスではない。使用者と被用者との間での契約上の関係は、情報社会サービスではない。法律上の企業会計検査または患者の身体的な診察を要する医師による相談のように、その性質上遠隔からかつ電子的な方法によって提供されることのできない活動は、情報社会サービスではない。

(19) プロバイダの本拠地の場所の特定は、EC裁判所の裁判において展開された基準にしたがってなされなければならない、それによれば、本拠地概念は、固定された施設を利用して時間を限らずに経済的な活動を事実上行っていることが含まれる。この要件は、事業者が一定の期間について設立されることもみたされる。事業者が、インターネット上のウェブサイトをを通じてサービスを提供するときは、それはウェブサイトを設置する技術的手段がおかれている場所でもなく、ウェブサイトにアクセス可能な場所でもなく、事業者がその経済的

活動を遂行する場所である。プロバイダが複数の場所に本拠地をおく場合には、どの本拠地から当該サービスがもたらされるかを特定することが重要である。複数の本拠地がある場合に特定のサービスがどの場所から提供されるかを特定するのが難しいときは、当該サービスに関してプロバイダの活動の中心のある場所がそれである。

(20) サービスのユーザの概念の定義は、インターネットのような開放されたネットワークにおいて情報を提供する者によるものや、インターネットで私的な目的または職業的な目的のために情報を探す者によるものまで、情報社会サービスを利するすべての種類を包括する。

(21) 協調分野の範囲は、情報社会サービスの分野での将来的な共同体レベルの整合化および構成国レベルで共同体法にしたがい制定される将来的な立法にはかかわらない。協調分野はオンライン活動、たとえば、オンライン情報サービス、オンライン広告、オンライン販売およびオンライン契約締結にかかわる要件のみを包括するのであり、商品に関して構成国の定める法的要件、たとえば安全基準、表示義務または製品に関する責任にはかかわらないし、かつ人用医薬品の供給を含む製品の提供または輸送に関する構成国の要件にもかかわら

ない。協調分野は、たとえば芸術作品のような一定の財に関する行政庁による先買権の行使は含まない。

(22) 情報社会サービスについての監督は、公共利益の目標の有効な保護を担保するために、本拠地国でこれを行わなければならない。それゆえ、権限ある行政庁は、その保護を、その国の市民のためだけに行うのではなく、すべての共同体市民のために行うよう配慮しなければならない。構成国相互の信頼を促進するために、サービスの本拠地たる構成国の責任が明確に確立されていなければならない。プロバイダおよびユーザのための自由なサービス流通および法的確定性が有効に保障されるために、情報社会サービスは、プロバイダが本拠地を擁している構成国の法システムに原則的に服するものでなければならない。

(23) 本指令は、適用法域に関する国際私法の分野における付加的な原則を創造しようとするものでもなく、また裁判所の裁判管轄について把握するものでもない。国際私法の原則により決定される適用法域の規定は、本指令の意味での情報社会サービスの提供の自由を制限してはならない。

(24) 情報社会サービスがその淵源で監督されなければならないという原則にかかわらず、本指令の関連では、構成国が本指

令において確定された諸条件のもとで、情報社会サービスの自由な流通を制限するための措置をとることができる。

(25) 私法上の争訟を管轄する民事裁判所を含む国内裁判所は、本指令において確定された諸条件に適合的に、情報社会サービスの提供の自由から逸脱する措置を行うことができる。

(26) 構成国は、本指令で定められた条件に従って、犯罪の解明および訴追に必要な捜査およびその他の措置を行うために、その国内の刑法規定および刑事訴訟規定を適用することができる。これらの措置を委員会に通知しなければならないわけではない。

(27) 本指令は、将来制定される消費者金融サービスの通信販売に関する欧州議会および理事会の指令とともに、金融サービスのオンライン提供に関する法的枠組を創造するものである。本指令は、金融サービスの分野において、特に、この分野における行動原則の整合化に関して、将来的なイニシアチブを先取りするものではない。消費者の保護のために一定の状況のもとで情報社会サービスの提供の自由を制限する、本指令により創造される構成国に取つての可能性は、金融サービスの分野の措置、特に投資家の保護のための措置にも及ぶ。

(28) 情報社会サービスプロバイダの活動へのアクセスを許認可

にかからせないという構成国の義務は、共同体の郵便サービスの内部市場の発展およびサービス品質の改善のための共通規則に関する一九九七年二月一五日の欧州議会および理事会の指令九七/六七/EC⁽³⁾の適用される郵便サービスでかつ電子メールのメッセージを印刷して配達する郵便サービスにも妥当しない。任意の認定制度、特に、電子署名の認証サービスプロバイダに関するそれにも同様にかかわらない。

(一) OJ L 15, 21.2.1988, p. 14.

(29) 商業的通信は、情報社会サービスの資金調達および多様で新しくかつ無償のサービスの発展にとって決定的な意味を有する。消費者保護および公正取引の利益のためには、さまざまな商業的通信の形態、その中でも値引き行為、特価提供、懸賞募集および福引き、が一定の透明性の要件を満たさなければならぬ。この透明性要件は、指令九七/七/ECにはかわらない。本指令は、さらに、すでに商業的通信の分野に存在する諸指令、特に指令九八/四三/ECにはかわらない。

(30) 電子メールによる、求めによらない商業的通信の送信は、消費者および情報社会サービスプロバイダに望ましくなく、インタラクティブなネットワークの摩擦のない機能を侵害し

うる。特定の形式の求めによらない商業的通信の受信者の同意の問題は、本指令の規制対象ではなく、特に、指令九七／七／ECおよび九七／六六／ECの中で規制されている。電子メールによる、求めによらない商業的通信を許容している諸構成国においては、対応する通知のフィルタリングのための業界による適切なイニシヤティブが促進されかつ容易にされるべきであろう。さらに、求めによらない商業的通信は、透明性を改善しかつ業界によるこの種のフィルタシステムの機能性を促進するために、いずれにせよかかるものとして明確に認識しうるものである必要がある。電子メールによる、求めによらない商業的通信は、受信者に付加的な通信コストを発生させてはならない。

(31) その領土内において本拠地を有するサービスプロバイダが、電子メールによる、求めによらない商業的通信を受信者の同意なしに送信することを許容している構成国は、サービスプロバイダが、この種の情報を得たくない自然人が登録することのできるオプトアウトレジスタ（いわゆるロピンソン・リスト）を定期的に参照し、かつサービスプロバイダがこれらのリストを尊重するよう確保しなければならない。

(32) 被規制職業に属する者がインターネットで提供することの

EU電子商取引指令（米丸）

できるサービスを共同体内部で国境を越えて展開するに際しての障害を除去するために、職業法上の規律の遵守、特に、消費者または公衆保健の保護のための原則の遵守が共同体レベルで担保される必要がある。商業的通信に妥当する職業倫理の確立のためには、共同体全域で通用する行動規約がすぐれて適切である。かかる規律の作成または場合によっては適合理化は、職業団体および職業組織の自治を侵さないようにして促進されるべきであろう。

(33) 本指令は、この分野において密接に関連して適用される、被規制職業に関する共同体法および個別国法を補完するものである。

(34) 各構成国は、特に形式要件規定のように、電子的に締結される契約の利用を阻害しうる要件が定められている法令を改正しなければならない。適正化が必要な法令の審査は、体系的に行うべきであり、契約の保存を含む、契約締結過程の必要な全局面および全行為を包括するべきであろう。この改正により、電子的に締結される契約の利用が可能であるようになるべきであろう。電子署名の法的有効性は、すでに、電子署名のための共同体の枠組に関する一九九九年一月一三日の欧州議会および理事会の指令一九九九／九三／EC⁽³⁾の対象

一三三三（三三三）

となっている。サービスプロバイダによる受領確認は、支払対象となるサービスをプロバイダがオンラインで提供するという形でも行われうる。

(2) OJ L 13, 19.12.2000, p. 12

(35) 本指令は、電子的な方法で履行されうる契約についての一般的なまたは特殊な法的要件、特に安全電子署名のための要件を、維持しまたは確立する構成国の可能性には、触れるものではない。

(36) 構成国は、裁判所、行政庁または公的な権限を行使する職業の協力が法律上定められている契約に関して電子的に締結される契約の利用を制限する可能性を維持することができる。この可能性は、裁判所、行政庁または公的な権限を行使する職業の協力が必要でありそれにより契約が第三者に対して有効になるところの契約、および公証人による証書作成または認証が法律上定められている契約にも妥当する。

(37) 電子的に締結される契約の利用にとつての障害を除去する構成国の義務は、法的な要件から生じる障害にのみかわるのであり、一定の事例において電子的な手段を利用し得ないことにより生じる実際上の障害にかかわるものではない。

(38) 電子的に締結される契約の利用にとつての障害を除去する

構成国の義務は、共同体法の中で定められた、契約に関する法的要件にしたがって履行されなければならない。

(39) 本指令において、もっぱら電子メールの交換またはそれに相当するような個別の通信によって締結される契約に関し、提供されるべき情報および注文の実施について定められた例外は、情報社会サービスのプロバイダがこれらの諸規定を回避することができるような結果をもたらしてはならない。

(40) 仲介者として活動するサービスプロバイダの責任に関して構成国の法令および裁判例の中に存する相違および展開しつつある相違は、それが特に国境を越えたサービスの展開を困難にし競争阻害を引き起こすことから内部市場の摩擦のない機能を阻害する。サービスプロバイダは、一定の要件のもとで、違法な活動を防止しまたは停止させるために活動する義務を負う。本指令の規定は、許容されない情報の削除およびそれらへのアクセスの停止のための迅速でかつ信頼性のある手続の開発のための適切な基礎を形成すべきである。対応するメカニズムは、すべての関係者の間での任意の合意に基づき開発されうるものである。かかる構成国により促進されるべきであろう。かかる手続を受け入れて実施に移すことは、情報社会サービスの提供に関与するすべての者の利益の

ためである。本指令で定められた責任に関する規定は、さまざまな関係者が、指令九五/四六/ECおよび九七/六六/ECの範囲内においてもつけられた限界内で技術的な保護システムおよび認識システムおよびデジタル技術により可能となった技術的な監視装置を開発し有効に利用することを妨げるべきではないであろう。

(41) 本指令は、異なる諸利益間の均衡を図り、この部門における産業界の合意や基準が基づくことのできる諸原則を確定する。

(42) 本指令で確定された、責任の免除は、通信網によって第三者により提供された情報を伝達しまたは伝達を効率的に行うという唯一の目的のためにその情報を一時的に保存するそうという通信網を運営しおよびそれに対するアクセスを仲介するという技術的なプロセスに情報社会サービスプロバイダの活動が制限されている場合のみをカバーする。これらの活動は、純粋に技術的、自動的かつ受動的な性質を有し、そのことは、情報社会サービスプロバイダが、伝達または保存される情報について知らずまた統制もしていないということを意味する。

(43) サービスプロバイダがいかなる方法においても伝達される情報にかかわらないものであるときは、サービスプロバイダ

は、「純粋な伝達」および「キャッシング」についての免除規定を援用することができる。このことは、特に、プロバイダがそれが伝達する情報を変更しないということを求める。伝達の過程における技術的な性格の操作は、それが伝達される情報の完全性を変更するものではないので、この要件に含まれない。

(44) 違法な行動を行うために、意図的にそのサービスのユーザと協働するサービスプロバイダは、「純粋な伝達」および「キャッシング」よりも多くのことをなすものであり、それゆえに、ここで定められる責任免除を求めることはできない。

(45) 本指令で定められる仲介者の責任の制限は、さまざまな種類の命令の可能性にはかかわらない。これらの命令は、特に違法な情報の削除またはそれへのアクセスの制限を含む権利侵害の中止または防止を求める、裁判所または行政庁による命令として行われうる。

(46) 責任の制限を求めることができるためには、情報を保存している情報社会サービスプロバイダは、それに違法な活動が知らされまたはそれを認識したら遅滞なく、当該情報を削除するかまたはそれへのアクセスを停止するために活動しなければならない。削除またはアクセスの停止に関しては、プロ

バイダは、意見表明の自由の原則およびそのために個別国内法レベルで定められた手続を遵守しなければならない。本指令は、情報の削除またはアクセスの停止の前に遅滞なく行われるべき特別な要件を定める構成国の可能性にはかわるものではない。

(47) 構成国は、サービスプロバイダに監視義務を課することは、その義務が一般的な性質のものであるときにのみ妨げられている。これは、個別の事案における監視義務にはかわらないし、そして特に、個別国の行政庁によって国内法によりなされる命令にもかわらない。

(48) 本指令は、そのサービスのユーザにより用意された情報を保存するサービスプロバイダに、一定の種類 of 違法な活動を発見しかつ防止するために、それらプロバイダの合理的な裁量によりそれらプロバイダに期待されかつ国内法令に定められた注意義務を適用することを構成国が要求する可能性にはかわらない。

(49) 構成国および委員会は、行動規約の作成を推進しなければならない。このことは、これらの規約の任意性を侵害しないしかつ関係者が自主的にそれらの規約に服する可能性を侵すものではない。

(50) 提案されている、情報社会における著作権とその隣接権の一定の観点の整合化に関する指令と本指令が、共同体内部における著作権およびその隣接権に対する違反に際しての、仲介者の責任の問題について明確な規制枠組を設けるために同じ期間内に施行されることは、重要なことである。

(51) 場合によっては、構成国は、電子的な方法での、争訟の裁判外の解決のための制度の利用を妨げず、国内の法令を改正しなければならない。この改正においては、これらの制度が事実上および法律上、実際に有効に機能することができるように、しかも国境を越える法的争訟においてもそうであるように、しなければならない。

(52) 内部市場によりもたらされる自由を有効に享受するためには、犠牲者に対して争訟の解決手段に有効にアクセスできることの保障が必要である。情報社会サービスに関連して生じうる損害は、その迅速性とその地理的な広範さをその特徴とする。この特殊性、および国の行政庁が相互にもたらさなければならない信頼性を問題にされないように確保する必要性から、本指令は、構成国に、適切な訴えを提起する可能性を用意しておくよう確保することを求める。構成国は、裁判手続への電子的な方法でのアクセスを提供する必要性があるか

どうかを検討すべきであろう。

(53) 情報社会サービスに適用される指令九八/二七/ECは、集団的な消費者利益の保護のための差止訴訟のメカニズムを定めている。このメカニズムは、それが高水準の消費者保護の水準を保障することによって情報社会サービスの自由な流通のために資するものである。

(54) 本指令に定める制裁は、その他の個別国法で定める制裁または救済手段にはかかわらない。構成国は、本指令に基づき発せられた国内法令の違反に対する刑事上の制裁を定めなければならぬ義務を負うわけではない。

(55) 本指令は、消費者契約から生じる契約上の債権債務関係に適用される法にはかかわらない。それに応じて、本指令は、消費者から、それが通常の住所を有する構成国の法により契約上の義務について強行的な規定によって与えられる保護を奪うような状況をもたらすことはできない。

(56) 消費者契約に関する契約上の債権債務関係に関する本指令上の例外に関しては、この債権債務関係が契約の重要な要素についての情報をも含むものであることに注意されなければならず、またそれには契約締結の決定に決定的な影響を与える消費者の権利も含まれる。

EU電子商取引指令（米丸）

(57) EC裁判所の判例によれば、構成国は、その活動がもつぱらまたは圧倒的にその構成国の主権の及ぶ領域に向けられている、その他の構成国に本拠地を有するサービスプロバイダに対して措置を取る権利を持ち続ける。それがその構成国の主権の及ぶ領域に本拠地を置いているのであればそのプロバイダに適用される法令を回避するために本拠地が選ばれたものであれば、である。

(58) 本指令は、第三国に本拠地を有するプロバイダのサービスには適用されないものとする。しかし、電子商取引のグローバルなひろがりには鑑みれば、共同体の規定を国際的な原則と一致させることが適当である。国際的な組織（とりわけ、WTO、OECD、UNCITRAL）における法的な問題についての議論の結果には、本指令はかかわらない。

(59) 電子通信のグローバルな性格にもかかわらず、欧州連合のレベルにおける国内の規制措置の協調は、内部市場の細分化を避けて適切な欧州の法的枠組を創造するためには不可欠である。この協調は、国際的な委員会における共同のかつ強い交渉のための立場を確保するためにも資するものである。

(60) 電子商取引の障害のない展開のためには、この法的枠組は欧州産業の競争力を削がずかつこの部門における技術革新措

一三三五（一三七）

置を阻害しないために、明確で簡素かつ予見可能で、国際的なレベルで妥当している原則と一致するものでなければならぬ。

(61) グローバル化された環境の中で電子的手段により市場が現実機能し得るためには、法令と手続を互換的に形成することを目標として、欧州連合と主要な非欧州経済圏との間で相互に協議する必要がある。

(62) 第三国との相互協力は、特に欧州連合に参加を希望している国々、発展途上国およびその他の貿易相手との間で、電子商取引の分野において強化されるべきであろう。

(63) 本指令の採択は、情報社会の成立がもたらすさまざまな社会的な影響、社会全体および文化への影響を構成国が考慮することを妨げるものではない。特に、本指令の採択が、構成国が共同体法に適合しながら実施する、その言語の多様性、国民的および地域的な特殊性ならびにその文化遺産に配慮しながら、社会的、文化的小および民主主義的な目標に到達しおよびできる限り広範な情報社会サービスへの公衆のアクセスを保障しかつ維持するための、措置を妨げてはならない。いずれにせよ、情報社会の発展の中で、共同体の市民がデジタル環境において提供されるヨーロッパの文化遺産へのアクセス

入を保つことができるように確保されなければならない。

(64) 電子的な通信は、構成国にとって、文化、教育および言語の分野において公的なサービスの提供をするための傑出した手段である。

(65) 理事会が、情報社会の消費者の観点に関する一九九九年一月一九日の決定¹⁾で強調したように、この分野における消費者の保護には、特別の注意が払われなければならない。委員会は、現行の消費者保護規則が、情報社会との関連においてどの範囲で不十分なものであるか、そして場合によっては、現行立法の欠缺と、補完的な措置を必要とする点をしめすつもりである。場合によっては、委員会は、確認された不十分さを除去するために、特殊な補完的な提案を準備しなければならないかもしれない。

(1) OJ C 23, 28.1.1999, p. 1

第一章 総 則

[対象および範囲]

第一条 本指令は、構成国間での情報社会サービスの自由な流通を確保することにより、内部市場が真の機能を発揮することに貢献しようとするものである。

(2) 本指令は、第一項で定める目的の達成に必要な範囲で、内部市場、サービスプロバイダの設立、商業通信、電子契約、仲介者の責任、行動規約、裁判外紛争処理、裁判行為および構成国間協力に関連する情報社会サービスについての国内法規定の近接化を行う。

(3) 本指令は、情報社会サービスに適用される共同体法を補完するものであり、かつ、特に共同体法令およびその国内措置のための構成国法令で定める公衆保健および消費者保護の水準には、情報社会サービス提供の自由がそれにより制限されない限り、かかわらないものである。

(4) 本指令は、国際私法についての追加的な規則を定めるものでもなく、裁判所の管轄にかかわるものでもない。

(5) 本指令は、次の各号の事項にはこれを適用しない。

(a) 課税の分野

(b) 指令九五/四六/ECおよび九七/六六/ECにより定められる情報社会サービスに関する諸問題

(c) カルテル法により規制される合意または活動方法に関する諸問題

(d) 次に掲げる情報社会サービスの活動

—それが公的な権限の行使と直接かつ特別な関連を示す

EU電子商取引指令(米丸)

かぎりでの、公証人またはそれと同等の職業従事者の活動

—裁判所での、委託者の代理およびその利益の防御

—宝くじおよび賭博を含む賭け事において金銭的価値をかけるギャンブル

(6) 共同体法を遵守した文化的および言語的多様性ならびに多元性の保護に資する共同体または構成国のレベルでの諸措置は、本指令にはかかわらない。

(定義)

第二条 本指令においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(a) 「情報社会サービス」(information society services)

指令九八/四八/ECにより改正された条文での指令九八/三四/EC第一条第二号の意味でのサービス(訳注1)

(b) 「サービスプロバイダ」 情報社会サービスを提供する各自然人または法人

(c) 「本拠地をおくサービスプロバイダ」 固定した設備を用いて一時的にでなく経済活動を実際に営むサービスプロバイダをいう。サービスの提供に必要な技術的手段およびテクノロジの存在および利用のみではプロバイダが本拠

一一三七(一三九)

地をおいていることにはならない。

- (d) 「サービスの受け手」＝ユーザ(「注2」)
職業上またはその他の目的のために情報社会サービスを利
用する各自然人または法人で、特に情報を探しまたは情報
にアクセスするために利用する者を例とする。
- (e) 「消費者」 その営業上、取引上または職業上の活動の
ための目的以外の目的のために行動する各自然人
- (f) 「商業通信」 直接的または間接的に製品およびサービ
スの販売または商業的、工業的もしくは手工業的活動また
は被規制職業の遂行を追求する会社、組織もしくは人のイ
メージを促進するための、すべての通信の形式。次の各事
項は、それ自体では商業的通信を構成しない。
・ 会社、組織または人の活動に直接アクセスすることを許
す情報、特に、ドメインネームまたは電子メールアドレス
ス
・ 製品、サービスまたは会社、組織もしくは人のイメージ
に関する通信で、独立の形式でまとめられた物、特に、
これらが対価なしでおこなわれているとき
- (g) 「被規制職業」 職業教育終了および最低三年の職業訓
練に基づき与えられる高等教育卒業資格の承認に関する一
- 般制度に関する一九八八年二月二日の理事会指令八九
/四八/EEC⁽¹⁾の第一条d号、または指令八九/四八/
EECの補足のための職業教育および職業訓練の承認に関
する第二次一般制度に関する一九九二年六月一八日の理事
会指令九二/五一/EEC⁽²⁾の第一条f号に定める意味の各
職業
- (1) OJ L 19, 24.1.1989, p. 16.
(2) OJ L 209, 24.7.1992, p. 25. Directive as last amended by Com-
mission Directive 97/38/EC (OJ L 184, 12.7.1997, p. 31).
- (h) 「協調分野」 情報社会サービスのプロバイダおよび情
報社会サービスのために構成国の法制度において確定され
た諸要件で、それが一般的なものかまたは特殊そのために
定められたものかの問題にかかわらないもの。
- (i) 協調分野は、サービスプロバイダによりみだされるべ
き次の点に関する要件にかかわる。
・ 資格、許認可または届出にかかわる要件のような、情
報社会サービスの活動の開始
・ サービスプロバイダの活動に関する要件、広告および
契約に適用されるそれを含むサービスの質または内容
に関する要件、またはサービスプロバイダの責任に関

する要件のような、情報社会サービスの活動の遂行

(ii) 協調分野は、次のような要件は含まない。

- 商品そのものに関する要件
- 商品の配送に関する要件
- 電子的手段によらないで提供されるサービスに関する要件

〔内部市場〕

第三条 各構成国は、その領域内に本拠地をおくサービスプロバイダによって提供される情報社会サービスが、協調分野に属する、構成国において適用され得る国内規定を遵守することを確保するものとする。

(2) 構成国は、他の構成国からの情報社会サービスの自由な提供を、それが協調分野に属するという理由で、制限してはならない。

(3) 第一項および第二項は、付属書で定める分野にはこれを用いない。

(4) 構成国は、次の各号に定める条件が満たされているときは一定の情報社会サービスについて第二項と異なる措置をとることができる。

(a) その措置が、

EU電子商取引指令（米丸）

(i) 次に掲げる理由のいずれから必要であり、

- 公共の秩序の保護、特に青少年保護を含む犯罪行為の防止、調査、捜査および訴追、ならびに人種、性別、宗教または国籍を理由とする憎悪の克服、ならびに個人の人間の尊厳の侵害からの保護
- 公衆保健の保護

• 国家の安全および防衛を含む、公共の安全

• 個人投資家を含む、消費者の保護

(ii) 項目(i)で掲げる保護目標を侵害するかまたはこれら目標の侵害の深刻かつ重大な危険をもたらす特定の情報社会サービスに対してとられ、

(iii) これらの諸目的に対して比例して適切な関係にあるとき

(b) 構成国は、裁判前手続をふくむ裁判手続および犯罪捜査の枠内で実施される諸活動にかかわらず、当該措置を行う前に、次の各号に掲げる状況にあるとき。

• 第一項にかける構成国に、その措置をとることを求めかつその国がその措置を行わないかまたはそれによりなされた措置が不十分であったこと

• 委員会および第一項に定める構成国に、かかる措置をと

るといふ意図を通知していること

- (5) 構成国は、緊急の場合においては、第四項第b号に定める条件によらないことができる。その場合においては、緊急の場合であると、その構成国が判断する理由を示して、可及的すみやかに、その措置を委員会および第一項に定める構成国に通知しなければならない。

- (6) 構成国が当該措置を実施する可能性にかかわらず、委員会は、可及的すみやかに、通知された諸措置が共同体法に適合するものであるかどうかを審査しなければならない。委員会は、その諸措置が共同体法に適合しないと結論に至ったときは、委員会は、当該構成国に対し、意図された措置をとることを断念することまたはすでに行った措置を遅滞なく中止することを要求する。

第二章 諸原則

第一節 設立および情報提供の要件

〔許認可排除原則〕

第四条 構成国は、情報社会サービスのプロバイダの活動の開始および遂行が、許認可を要するものではなくかつその他の

同等の効果を有する要件に服さないことを確保する。

- (2) 第一項は、もっぱらおよび特別に情報社会サービスにかかわるものでない許認可手続、または電気通信サービスの一般許認可および個別許認可のための共通の枠組に関する一九九七年四月一〇日の欧州議会および理事会の指令九七/一三/E.C.⁽¹⁾の適用範囲に含まれる許認可手続にはかかわらない。

(1) OJ L 117, 7.5.1997, p. 15.

〔一般的情報提供義務〕

第五条 共同体法によるその他の情報提供要件に加えて、構成国は、サービスプロバイダが、サービスのユーザおよび権限ある行政庁に対して、少なくともも次の各号に掲げる情報を容易に、直接かつ恒常的に提供しておくよう確保する。

- (a) サービスプロバイダの名称
- (b) サービスプロバイダが本拠地を有する場所の地理的所在地
- (c) その電子メールアドレスを含む、迅速にサービスプロバイダと連絡がとれかつ直接的にプロバイダと通信をすることを可能とする記載
- (d) サービスプロバイダが商業登記簿またはそれに相当する公的登記簿に登録されているときは、サービスプロバイダ

が登記されている商業登記簿とその商業登記簿番号またはその登記簿に利用されている同等の識別記号

(c) その活動に許認可が必要な限りで、権限ある監督行政庁についての記載

(f) 被規制職業に関しては、

・ 場合によっては、サービスピロバイダが属する職業団体、会議所または類似の制度

・ 職業表示およびそれが与えられた構成国

・ その本拠地の構成国において適用される職業法上の規則への参照およびそれへのアクセス方法の記載

(g) サービスピロバイダが行う活動について、付加価値税が

適用される場合においては、売上税・共通付加価値税システム・統一評価基準に関する構成国の法令の整合化のための一九七七年五月一七日の理事会の第六次指令七七/三八八

／EECの第二二条第一項による識別番号

(2) OJ L 145, 13.6.1977, p. 1. Directive as last amended by Directive 1999/85/EC (OJ L 277, 28.10.1999, p. 34).

(2) 共同体法によるその他の情報提供要件に加えて、構成国は、少なくとも、情報社会サービスが料金に関連する限りにおいてこの点が明確にかつ一義的に示されていること、および特

に、租税公課および送料が価格に含まれているのかどうかについて示されていることを、確保する。

第二節 商業的通信

〔情報提供義務〕

第六条 共同体法によるその他の情報提供要件に加えて、構成国は、情報社会サービスの一部を構成するかまたはかかるサービスをなす商業的通信が、少なくとも次の各号の条件を満たすように確保する。

(a) 商業的通信が、かかるものとして明確に認識できるようなものではない。

(b) 商業的通信を委託した自然人または法人が明確に識別できるものでなければならない。

(c) サービスピロバイダが本拠地をおく構成国において価格割引、おまけおよびプレゼントのような販売促進手段が許容されている限りにおいては、それが明確にかかるものとして認識できるようなものでなければならず、かつその請求の条件が容易にアクセスでき、そして明確かつ一義的に記載されていなければならない。

(d) サービスピロバイダが本拠地をおく構成国において懸賞

募集または福引きが許容されている限りで、それが明確にかかるものとして認識できるようなものでなければならず、かつその参加条件が容易にアクセスでき、そして明確かつ一義的に記載されていなければならない。

〔求めによらない商業的通信〕

第七条 共同体法によるその他の要件に加えて、電子メールによる、求めによらない商業的通信を許容する構成国は、その主権領域に本拠地をおくサービスプロバイダのかかる商業的通信がユーザのもとに到達する際に明確かつ一義的にかかるものとして認識しうるものであるように確保する。

(2) 指令九七/七/ECおよび九七/六六/ECにかかわらず、構成国は、電子メールによる、求めによらない商業的通信を送るサービスプロバイダが、この種の商業的通信の受取を希望しない自然人が登録することのできるオプトアウトレジスタ(いわゆるロビンソンリスト)(訳注3)を定期的に参照することとしてサービスプロバイダがこれらのリストを尊重することを確保するための措置をとる。

〔被規制職業〕

第八条 構成国は、職業法上の規則、特に、独立性、職業の權威と名譽、職業上の秘密ならびに顧客および同業者に対する

公正な行動の遵守が守られている限りにおいて、被規制職業に属する者により提供される情報社会サービスの構成部分であるかまたはかかる情報社会サービスをなす商業的通信の利用が許容されていることを確保する。

(2) 構成国および委員会は、同業者団体および同業者組織の自治を害することなく、同業者団体および同業者組織に、第一項で定める原則にしたがってどの種類の情報を商業的通信の目的で提供することができるのかを定めるために、共同体レベルでの行動規約を策定することを奨励する。

(3) 第二項で定める情報に関して内部市場の機能を担保するために必要となりうるかもしれない共同体イニシャチブのための提案をまとめる際には、委員会は、共同体レベルで通用している行動規約をしかるべく配慮し、かつ当該同業者団体および同業者組織と密接に協力して行動する。

(4) 本指令は、被規制職業の活動への参入およびその遂行に関する共同体指令に補充的に適用される。

第三節 電子的手段による契約締結

〔契約の取り扱い〕

第九条 構成国は、その法制度上契約の締結が電子的方法に

よって可能となることを確保する。構成国は、特に、その契約締結に適用される法令が電子的契約の利用の障害にならず、これらの契約が電子的方法で成立したという事情にもとづいてこれら契約が何らの法的有効性または効力を有しないことにならないよう確保する。

(2) 構成国は、第一項の規定が次の各号に掲げる種類の契約のすべてまたそれらの特定のものに適用されないことを定めることができる。

- (a) 賃借権をのぞく不動産に対する権利を設定または移転する契約
 - (b) 裁判所、行政庁または公的権限を行使する職業者の協力が法律上定められている契約
 - (c) 営業上、取引上または職業上の活動外で人が締結する債務保証契約および担保に関する契約
 - (d) 家族法または相続法の分野での契約
- (3) 構成国は、委員会に対し、構成国が第二項に掲げる種類のうちのどれに第一項の規定を適用しないかを通知する。構成国は、委員会に対し、五年毎に、第二項の適用に関する報告書を提出し、そこでは構成国の判断により、第二項(b)号に属する種類の中でそれらに第一項の規定を適用しないことをな

お正当化する理由を示す。

〔情報提供義務〕

第一〇条 共同体法によるその他の情報提供要件に加え、構成国は、消費者ではない当事者間での異なる合意がある場合をのぞき、サービスプロバイダにより、少なくとも以下の情報^が、明白に、分かりやすく一義的にかつユーザがサービスの注文を行う前に、与えられることを確保する。

(a) 契約締結にいたる個別の技術的な手順

(b) 契約文言が契約締結後にサービスプロバイダにより保存されるかどうか、およびそれがアクセス可能かについての

指摘

(c) 注文を行う前に入力^の誤りを認識しかつ修正するための技術的手段

(d) 契約締結のために利用することができる言語

(2) 構成国は、消費者ではない当事者間での異なる合意がある場合をのぞき、サービスプロバイダが服するすべての関係行動規約を、これら規約がどのようにして電子的方法でアクセス可能であるかの情報を含めて、示すことを確保する。

(3) 契約条件および約款は、ユーザに対し、ユーザがそれを保存し複製することができるように提供されていなければなら

ない。

- (4) 第一項および第二項の規定は、もっぱら電子メールの交換によつてまたはそれに相当する個別的な通信によつて締結される契約にはこれを適用しない。

〔注文の実施〕

第一条 構成国は、消費者ではない当事者間での異なる合意がある場合をのぞき、ユーザによる電子的な方法での注文の場合において、次の各号の諸原則が妥当することを確保する。

- ・ サービスプロバイダが、ユーザによる注文を受領したことを遅滞なく電子的方法で確認しなければならないこと
- ・ 注文および受領確認は、その契約で定められている当事者がそれと呼び出すことができるときに、到達したものとみなすこと。

- (2) 構成国は、消費者ではない当事者間での異なる合意がある場合をのぞき、サービスプロバイダがユーザに対し、ユーザが注文を行う前に入力の誤りを認識しかつ訂正することのできる、適切な有効かつアクセス可能な技術的手段を用意することを確保する。

- (3) 第一項第一および第二項の規定は、もっぱら電子メールの交換によつてまたはそれに相当する個別的な通信によつて締

結される契約にはこれを適用しない。

第四節 仲介的サービスプロバイダの責任

〔単純伝送「純粋伝達管 (Mere conduit)」〕

第二条 構成国は、ユーザにより入力された情報を通信網に伝送するかまたは通信網へのアクセスを仲介する情報社会サービスの場合においては、次の各号のすべての要件をみたす限りにおいて、サービスプロバイダが伝送した情報については責任を負わないことを確保する。

- (a) プロバイダがその伝送を招来させたものではないこと
 - (b) プロバイダがその伝送の相手先を選択するものではないこと、および
 - (c) プロバイダがその伝送に含まれる情報を選択または改変するものではないこと
- (2) 前項で定める情報の伝送およびアクセスの仲介は、通信網における伝送の実施のためだけに行われかつその情報が伝送のために通常必要な限度を超えて記録されるものでない限りにおいて伝送される自動的かつ瞬間的な情報の記録をも含む。

- (3) 本条は、構成国の法律制度により裁判所または行政庁がサー

ビスプロバイダに違反行為の中止または防止を求める可能性にかかわるものではない。

〔キャッシング〕

第一三条 構成国は、ユーザにより入力された情報を通信網に伝送する情報社会サービスの場合においては、次の各号のすべての要件をみだす限りにおいて、他のユーザの求めに応じる情報の伝送をより効率的にする目的だけのための、自動的で中間的かつ一時的記録については、サービスプロバイダが責任を負わないことを確保する。

(a) プロバイダが、その情報を改変するものではないこと
(b) プロバイダがその情報へのアクセス条件にしたがっていること

(c) プロバイダが産業界で広く承認されかつ利用されている方式で特定された情報更新に関する規準にしたがっていること

(d) プロバイダがその情報の利用についてのデータを収集するための産業界により広く承認され利用されている合法的なテクノロジーの利用を妨げないこと、および

(e) プロバイダが、その情報が伝送のもともとの発信地点において通信網から削除されたかもししくはそれへのアクセス

が停止されまたは裁判所もしくはは行政庁が削除または停止を命じたことを事実上知った時点で、プロバイダが保存した情報を削除またはそれへのアクセスを停止するためにすみやかに行動すること

(2) 本条は、構成国の法制度により裁判所または行政庁がサービスプロバイダに違反行為の中止または防止を求める可能性にかかわるものではない。

〔ホスティング〕

第一四条 構成国は、ユーザにより入力された情報を記録する情報社会サービスの場合においては、次の各号のいずれかの要件をみだす限りにおいて、ユーザの求めに応じて記録された情報については、サービスプロバイダが責任を負わないことを確保する。

(a) プロバイダが、違法な活動または情報を事実上知らず、かつ損害賠償請求にかかわっては、プロバイダが違法な活動または情報を明らかに示す事実または事情をも知らないこと、または

(b) プロバイダが、この点を了知しまたは認識して、遅滞なく、情報を削除しまたはそれに対するアクセスを停止するために活動するとき

(2) 前項の規定は、そのユーザがプロバイダのもとにあるかまたはその監督に服しているときは、これを適用しない。

(3) 本条は、構成国の法制度により裁判所または行政庁がサービスポロバイダに違反行為の中止または防止を求める可能性、または構成国がその情報の削除またはそれへのアクセスを停止するための手続を定める可能性にかかわるものではない。

〔一般的監視義務の否定〕

第十五条 構成国は、第二二条、第二三条および第一四条に定めるサービスを提供するプロバイダに、それが伝送しまたは記録する情報を監視しまたは違法な活動を示す事情を積極的に調査する一般的な義務を課してはならない。

(2) 構成国は、情報社会サービスポロバイダに、そのユーザの推測される違法な活動または情報について権限ある行政庁に遅滞なく通知する義務、または権限ある行政庁にその求めに応じて、そのプロバイダとデータ保存についての合意をしたそのユーザの特定を可能とする情報を提供する義務を課すことができる。

第三章 実 施

〔行動規約〕

第一六条 構成国および委員会は、次の各号に掲げる事項を推進する。

(a) 商業上、職業上および消費者関連の団体および組織が第五條ないし第一五條の適切な適用に貢献する行動規約を共同体レベルで作成すること

(b) 構成国または共同体レベルで行動規約の草案を任意に委員会に伝達すること

(c) 共同体の各言語で行動規約を電子的に呼び出し可能であること

(d) 商業上、職業上および消費者関連の団体および組織が、構成国と委員会に、その行動規約を適用しての評価に際してそれらがどのような結果になったか、および電子商取引の実務および慣習に対してそれらの影響がどのようなものかについて報告すること

(e) 青少年保護および人間の尊厳の保護の目的のための行動規約を定立すること

(2) 構成国および委員会は、消費者団体および消費者組織がそ

これらの利益にかかわる第一項(a)号の意味での行動規約が作成され適用される際に参加することを推進する。場合によっては、視力障害者および一般的に障害者の代表の諸団体の意見が、それらの特別の必要性を考慮に入れるために、聴取されるべきである。

〔裁判外紛争処理〕

第一七条 構成国は、情報社会サービスプロバイダとそのサービスのユーザ間での争訟について、国内法により利用される裁判外紛争処理のための手続が、適切な電子的方法を使うことも含めて、その法令により困難とされないことを確保するものとする。

(2) 構成国は、特に消費者紛争についての、裁判外紛争処理機構が、関係当事者にとって適切な手続的保障を提供するような方法で活動するよう促進するものとする。

(3) 構成国は、裁判外紛争処理機構が、情報社会サービスに関してそれが行った重要な決定を委員会に通知し、および電子商取引に関連するその実務、慣行についてのその他すべての情報を伝達するよう促進するものとする。

〔訴訟〕

第一八条 構成国は、情報社会サービスに関連して国内法によ

E.U.電子商取引指令(米丸)

り利用可能な訴訟方法によって、いわゆる権利侵害を除去しかつ関係者にさらなる損害を生じさせることを防止するために、仮処分を含めて、迅速な措置が取られることが可能であるように確保する。

(2) 指令九八/二七/ECの付属書に、次の号を追加する。

「一一号 内部市場における情報社会サービス、特に電子商取引の一定の法的観点に関する欧州議会および理事会の二〇〇〇年六月八日の指令二〇〇〇/三一/EC(電子商取引指令)(OJ L 178, 17.7.2000, p. 1)」

〔協力〕

第一九条 構成国は、本指令の有効な実施のための適切な監督手段および調査手段を保有しなければならず、かつサービスプロバイダが構成国に必要な情報を提供することを確保しなければならない。

(2) 構成国は、他の構成国と協働し、そのために構成国は、一の場合は複数の連絡機関を任命し、その連絡先を他の構成国および委員会に通知する。

(3) 構成国は、その国内法令にしたがって、可及的速やかに他の構成国または委員会の職務共助要請および情報提供要請に、適切な電子的な方法においても、応じる。

一四七(一四九)

(4) 構成国は、少なくとも電子的な方法でアクセスすることができそこでサービスのユーザおよびサービスプロバイダに、次の各号のことが可能な連絡機関を設置する。

(a) その契約上の権利および義務ならびに紛争が生じたときに利用可能な苦情処理および権利救済機構についての一般的な情報が入手可能であること

(b) それらがさらなる情報または実務上の援助を得ることができる行政庁、団体および組織の連絡先を入手可能であること

(5) 構成国は、委員会に、その主権領域内において情報社会サービスとの関連での争訟について下された、すべての重要な行政庁および裁判所の決定、ならびに電子商取引の実務および慣行について通知することを推進する。委員会は、この種の決定を他の構成国に通知する。

〔制裁〕

第二〇条 構成国は、本指令の国内措置のための個別国内規定に対する違反があるときに適用される制裁を確定し、そしてその実施を確保するためのすべての適切な措置を実施する。制裁は、有効で、比例的でかつ威嚇的なものでなければならぬ。

第四章 補 則

〔再審査〕

第二二条 委員会は、欧州議会、理事会ならびに経済社会委員会に対し、二〇〇三年七月一七日前に、およびその後は二年毎に本指令の適用に関する報告書を提出し、そして場合によつては、特に犯罪防止、青少年保護および問題のない内部市場の機能に関して、情報社会サービスの分野での法的、技術的および経済的な展開に本指令を適合させるための提案を提示する。

(2) 本指令の適合化の何等かの必要性に関しては、その報告書の中では、特に、ハイパーリンクおよびロケーション・ツー・サービスについてのプロバイダの責任、違法なコンテンツの通知と除去のための手続(“notice and take down”手続)およびコンテンツの除去による責任に関しての提案が必要かどうかを検討する。その報告書においては、技術的な発展に鑑みて、第二二条および第一三条において定められた責任免除の補足的な条件が必要かどうか、電子メールによる、求めによらない商業的通信への内部市場の原則が適用されることができかどうかもまた、調査されなければならぬ。

ない。

〔国内措置〕

第二条 構成国は、二〇〇二年一月一七日前に、本指令に従うために必要な法令および行政規則を施行する。構成国は、遅滞なくその点について委員会に通知する。

(2) 構成国が第一項で定める規定を制定したときは、構成国は、その規定自体の中にまたはその公布に際しての指摘によって本指令への関連を示す。関連させる際の細目は構成国がこれを定める。

〔施行〕

第三条 本指令は、その欧州共同体官報への公布の日にこれを施行する。

〔名宛人〕

第四条 本指令は、構成国を名宛人とする。

二〇〇〇年六月八日にルクセンブルクにて実施

欧州議会の名において

欧州議会議長 N・フォンテーヌ

理事会の名において

理事会議長 G・ドリウエラ・マルタン

EU電子商取引指令（米丸）

〔付属書 第三条の適用除外〕

第三条第三項により、第三条第一項および第二項を適用しない分野は、次の各号である。

- ・著作権、著作隣接権、指令八七/五四/EEC⁽¹⁾および指令九六/九/EEC⁽²⁾の意味での権利ならびに工業所有権
- ・指令二〇〇/四六/EEC⁽³⁾第八條第一項で定めた例外の一を構成国が適用した機関による電子マネーの発行
- ・指令八五/六一/EEC⁽⁴⁾の第四條第二項
- ・指令九二/四九/EEC⁽⁵⁾の第三〇条および第四章、指令九二/九六/EEC⁽⁶⁾の第四章、指令八八/三五七/EEC⁽⁷⁾の第七條および第八條ならびに指令九〇/六一九/EEC⁽⁸⁾の第四條

- ・契約当事者の、その契約のための法域選択の自由
- ・消費者契約に関する契約上の債権債務関係
- ・不動産に対する権利を設定または移転させる契約に、その土地が存する構成国の法により強行的な形式規定が適用される限りにおいて、その契約の形式的な有効性

- ・電子メールによる、求めによらない商業的通信の許容性

(1) OJ L 24, 27.1.1987, p. 36.

(2) OJ L 77, 27.3.1996, p. 20.

- (3) Not yet published in the Official Journal.
- (4) OJ L 375, 31.12.1985, p. 3. Directive as last amended by Directive 95/26/EC (OJ L 168, 18.7.1995, p. 7).
- (5) OJ L 228, 11.8.1992, p. 1. Directive as last amended by Directive 95/26/EC.
- (6) OJ L 360, 9.12.1992, p. 2. Directive as last amended by Directive 95/26/EC.
- (7) OJ L 172, 4.7.1988, p. 1. Directive as last amended by Directive 92/49/EC.
- (8) OJ L 330, 29.11.1990, p. 50. Directive as last amended by Directive 92/96/EC.

(訳注一) Directive 98/48/EC of the European Parliament and of the Council of 20 July 1998 amending Directive 98/34/EC laying down a procedure for the provision of information in the field of technical standards and regulations. O. J. L 217/18, 5. 8. 1998 第十四号の指令 (Directive 98/34/EC of the European Parliament and of the Council of 22 June 1998 laying down a procedure for the provision of information in the field of technical standards and regulations. O. J. L 204/37, 21. 7. 1998) を改正する指令である。この指令は、E.U.の域内において、技術的な基準の整合性を高めることを目的として、構成国が新たな技術基準を設けようとする場合のE.U.への通知など情報交換手続を定める指令であった。98/48/ECの改訂は、指令の名称も「Directive of the

European Parliament and of the Council laying down a procedure for the provision of information in the field of technical standards and regulations and of rules on Information Society services」に変更されている。

改正された現行の当該指令第一条第一号の意味でのサービスを「情報社会サービス」として前提として、電子商取引指令は規制を行っているが、そのサービスは、次のように定義されている。

(2) 「サービス」各情報社会サービスを指し、すなわち、通例有償で電子的に遠隔からかつ受領者の個別的な要求に基づいてまたられる各サービスをいふ。

この定義の目的に関しては、次の各表現は、それぞれに定める事項を意味する。

- ・「遠隔から」当事者が同時に存在することなくサービスが提供されることを意味する。
- ・「電子的に」サービスが電子的情報処理(デジタル圧縮を含む)設備およびデータ記録設備を用いてもとも送信されかつその目的地で受信され、かつそのサービスが完全に、有線、無線、光学的手段またはその他の電磁的手段によって伝送、伝達および受信されることを意味する。
- ・「サービスの受領者の個別的な要求に基づき」サービスが個別的な求めに基づいてデータの伝送によって提供されることを意味する。

この定義に含まれないサービスの例示リストは、付属書五で定め

る。

この指令は、次のサービスには適用しない。

・ラジオ放送サービス

・指令八九ノ五五二ノEECCの第一条(a)号によるテレビジョンサービス」

「付属書五

第一条第二号第二段落に含まれないサービスの例示リスト

一 「遠隔から」提供されるものでないサービス

サービス提供に際し電子的装置が使われている場合であっても、サービスの提供に際してサービス提供者と受領者が同時に物理的に存在しているサービス

(a) 電子的装置を補助的に用いた、しかし患者がいての、医師の診療における診察または処置

(b) 顧客が店舗において電子カタログを参照する行為

(c) 顧客がいて旅行代理店でなされること、コンピュータ網を通じての航空券の予約

(d) 利用者がいての、ゲームセンターでの電子ゲームの利用

二 「電子的に」提供されるものでないサービス

・電子装置を使うが、しかし物としての形式で提供されるサービス

(a) 現金支払装置またはチケット販売機

(b) 入退出路またはそのいずれかで電子的装置によるアクセスが

コントロールされかつ正規の手数料徴収が保障されるかまたはそのいずれかの場合の、有料道路網、有料駐車場等へのアクセス

EU電子商取引指令（米丸）

・オフライン・サービス CD・ROMまたはディスクットでのソフトウェアの販売

・電子的処理システムおよび記録システムを通じて提供されるものでないサービス

(a) 音声電話サービス

(b) ファックスサービス、テレックスサービス

(c) 音声電話またはファックスを通じて提供されるサービス

(d) 電話またはファックスによる医療相談

(e) 電話またはファックスによる法律相談

(f) 電話またはファックスによる直接通信販売

三 「サービスの受領者の個別的な要求に基づいて」提供されるものでないサービス

個別的な要求に基づかないで同時に多数の個別受領者に向けてデータの転送により提供されるサービス（一対多転送）

(a) （時間的にずらされたビデオ・オンデマンドも含む）指令八九ノ五五二ノEECCの第一条(a)号によるテレビジョンサービス

(b) ラジオサービス

(c) （テレビ電波により伝送される）「テレテキスト」

（訳注2） 独語版では、*Netz*（ユーザ）という用語が使われており、以下便宜的にユーザという用語を用いている。

（訳注3） 独語版では、*Opt-Out-Registrierter* という用語に代えて *Opt-In-Liste* という用語が使われている。

一一五二（二五三）